















## 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置に関する特記仕様書

### ●特例監理技術者の配置

認める

認めない

### ●特例監理技術者の兼務

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、(1)～(8)の要件を全て満たすものとする。

(1) 特例監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

(2) 監理技術者補佐は、当該工事に係る主任技術者の要件を満たす者のうち、一級施工管理技士補の資格を有する者又は当該工事に係る監理技術者の資格を有する者であること。  
なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定項目は、特例監理技術者に求める技術検定項目と同じであること。

(3) 監理技術者補佐は、胎内市建設工事制限付一般競争入札参加申請書の提出日以前に所属建設業者と3か月以上の雇用関係を有すること。

(4) 同一の特例監理技術者を配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。  
ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。

(5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、工事現場が新発田地域振興局管内の工事であること。

(6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならないものであること。

(7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務することとなる場合、前項(1)から(8)の事項について確認できる書類を提出すること。

3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

[注] 契約金額が1契約あたり500万円（消費税込み）以上の工事に適用する。